

添 付 図 書

1 第2の1（行為の届出）及び3（国の機関又は地方公共団体の行為の通知）の届出書等の添付図書

届 出 等		届 出 書	添 付 図 書
建 築 物 ・ 工 作 物	〔第2の1〕 行為の届出 《法第16条第1項》	「景観計画区域内における行為の届出書」 (規則様式第1号) 「景観形成基準対応説明書」 (規則様式第2号)	① 付近見取図:『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』 《省令第1条第2項第一号イ》 ② 現況写真:『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』 《省令第1条第2項第一号ロ》 ③ 配置図:『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』 《省令第1条第2項第一号ハ》 ④ 各立面図:『次に掲げる基準に適合する図書』 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図(知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図)であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示及び外壁面積に対する面積割合が記載されていること。 三 縮尺100分の1以上であること。 《省令第1条第2項第四号》 ⑤ 『その他参考となるべき事項を記載した図書』 《省令第1条第2項第三号》 ⑥ 『委任状』 届出等を代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。
	〔第2の3〕 国の機関又は地方公共団体の行為の通知 《法第16条第5項》	「景観計画区域内における行為の通知書」 (規則様式第8号)	

※ 前各添付書類に明示すべき事項は。次の表のとおりである。

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
① 付近見取図：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』	一 縮尺 二 方位 三 道路 四 目標となる地物 五 届出等に係る敷地の区域 など
② 現況写真：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
③ 配置図：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』	一 縮尺 二 方位 三 敷地の境界線 四 敷地内における建築物又は工作物の位置並びに敷地内に接する道路の位置及び幅員 五 隣接する土地の建築物等の種類 六 現況写真の撮影方向 など
④ 各立面図：『次に掲げる基準に適合する図書 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（市長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 三 縮尺100分の1以上のものであること。	一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 三 縮尺 四 方位 五 寸法 六 開口部の位置 七 外観の部分の材料の種類 八 仕上げの寸法 など

2 第2の2 (変更の届出)の届出書等の添付図書

届出等		届出書	添付書類
建築物 ・ 工 作 物	<p>[第2の2]</p> <p>変更の届出</p> <p>《法第16条第2項 及び 条例第12条第1項》</p>	<p>景観計画区域内に おける行為の変更 届出書</p> <p>【規則様式第3号】</p>	<p>法第16条第1項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る再度の変更である場合は、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したもの</p>